平成16年　№25
東京学芸大学奨学寄附金取扱規程の一部を改正する規程

承認経過
　　平成16年７月14日　財務委員会　承認

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年７月15日

東京学芸大学長
鷲　山　恭　彦

平成16年規程第52号

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程の一部を改正する規程

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程（昭和61年規程第２号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程の一部改正（案）について

改　　正　　（案）	現　　行
国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程 （趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における奨学等を目的とする寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れ及び経理事務の取扱いについては，法令等で定めるもののほか，この規程の定めるところによる。 （定義） 第２条　この規程において「部局」とは，事務局，各学系，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，現職教員研修支援センター，連合学校教育学研究科，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。 （寄附金の受入れ） 第３条　部局の長は，寄附金申込書（別紙様式第１号）を受理した場合においてこれを受入れようとするときは，寄附金受入承認申請書（別紙様式第２号）を学長に提出するものとする。 ２　寄附金の受入れは，教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあっては，連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学））の議を経て，学長が決定するものとする。 （寄附金の受入条件等） 第４条　本学において受入れることができる寄附金は，次の各号に掲げる経費に充てることを目的とするものに限るものとする。 (1) 学生，児童，生徒等（以下「学生等」という。）に貸与又は給与する学資 (2) 学生等に貸与又は給与する図書，機械，器具及び標本等の購入費 (3) 学術研究に要する経費 (4) その他教育研究の奨励又は本学の業務目的に資するための経費 ２　前項各号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金で，次の各号に掲げる条件以外の条件が付されているものは，これを受入れることができない。 (1) 貸与又は給与する学生等の範囲を定めること。 (2) 学術研究を指定すること。 (3) その他教育若しくは学術研究上又は本学の業務運営上支障がないと認められる条件	東京学芸大学奨学寄附金取扱規程 （趣旨） 第１条　東京学芸大学における奨学を目的とする寄附金（以下「奨学寄付金」という。）の受入れ及び経理事務の取扱いについては，奨学寄付金委任経理事務取扱規則（昭和 39 年文部省令第 14 号）及び奨学寄付金受入事務取扱規程（昭和 38 年文部省訓令）その他法令等に定めのあるもののほか，この規程の定めるところによる。 （定義） 第２条　この規程において，「部局」とは，事務局，各部，附属図書館，附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，附属学校部，各附属学校，連合学校教育学研究科，有害廃棄物処理施設，情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。 （奨学寄附金の受入れ） 第３条　部局の長は，奨学寄付金寄附申込書（別紙様式第１号）を受理した場合においてこれを受入れようとするときは，奨学寄付金受入承認申請書（別紙様式第２号）を学長に提出するものとする。 ２　奨学寄附金の受入れは，代議員会（連合学校教育学研究科にあつては連合学校教育学研究科委員会）の議を経て学長が決定するものとする。

（決定の通知） 第５条　学長は，寄附金の受入れを決定したときは，寄附者，当該部局の長及び出納命令役に通知するものとする。 （寄附金の収納） 第６条　出納命令役は，前条の規定により受入れ決定の通知を受けたときは，直ちに収入金の収納の手続を行うものとする。 （出納保管） 第７条　出納命令役は，寄附金が収入金に収納されたときは，当該部局の長に通知するとともに，出納役に寄附金の出納保管を命ずるものとする。 （寄附金別受払簿） 第８条　出納役は，寄附金別受払簿を備えるものとする。 （会計経理の基準） 第９条　寄附金に係る会計経理については，国立大学法人東京学芸大学会計規程（平成 16 年規程第 43 号）その他会計関係規則等の定めるところにより取り扱うものとする。	（決定の通知） 第４条　学長は，奨学寄附金の受入れを決定したときは，寄附者，当該部局の長及び経理部長に通知するものとする。 （奨学寄附金の歳入納付） 第５条　経理部長は，前条の規定により受入れ決定の通知を受けたときは，直ちに歳入納付の手続を行うものとする。 （歳入納付の報告） 第６条　学長は，奨学寄附金が歳入に納付されたときは，文部科学大臣に報告しなければならない。 （交付の請求及び出納保管） 第７条　学長は，奨学寄付金が歳入に納付されたときは，支出官に対し奨学交付金の請求を行うものとする。 ２　学長は，奨学交付金の交付を受けたときは，当該部局の長に通知するとともに歳入歳出外現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）に委任経理金（文部科学大臣から学長に経理を委任された奨学寄附金に相当する現金をいう。以下同じ。）として，出納保管を命ずるものとする。 ３　出納官吏は，委任経理金を受領したときは，委任経理金受入計算書（別紙様式第３号）を作成するものとする。 ４　委任経理金は，学長の指定する銀行に預託しなければならない。 （委任経理金の払出し） 第８条　部局の長は，委任経理金の払出しを必要とするときは，委任経理金支出決議書（別紙様式第４号）に必要な証拠書類を添付し，出納官吏に送付するものとする。 ２　出納官吏は，前項に定める委任経理金支出決議書に基づき，学長の承認を得て払出しを行うものとする。 （現金出納簿等） 第９条　出納官吏は，現金出納簿及び委任経理金寄附金別受払簿を備えるものとする。 （会計経理の基準） 第１０条　委任経理金に係る会計経理については，次の各号により取り扱うものとする。 (1) 委任経理金により取得する物品の取扱については，東京学芸大学所属物品管理事務取扱規則（昭和 56 年４月１日制定）によるものとする。 (2) 委任経理金に係る旅費の支給については，東京学芸大学旅費支給基準（昭和 52 年４月１日制定）及び東京学芸大学公務外出実費支給基準（昭和 52 年４月１日制定）によるものとする。 (3) 委任経理金に係る謝金の支給については，東京学芸大学謝金支給要領（昭和

	43 年８月１日制定。以下「要領」という。）によるものとする。ただし，要領第２に定める伺書は，別紙様式第５号によるものとする。 (4) 委任経理金の経理に関する諸票類には，「委任経理金」を表示するものとする。
（寄附金の使途及び使途の変更） 第１０条　部局の長は，受入れようとする寄附金の使途を明らかにしなければならない。 ２　部局の長は，寄附金の使途を変更する必要が生じた場合は，その理由及び新たな使途を明らかにした書類その他の関係書類を学長に提出するものとする。	（委任経理金の使途の変更等） 第１１条　部局の長は，委任経理金の使途を変更する必要が生じた場合は，その理由及び新たな使途を明らかにした書類その他の関係書類を学長に提出するものとする。 ２　部局の長は，研究担当職員等が転任等により委任経理金を他の大学に移替える必要がある場合は，該当大学に協議の上，その同意書を学長に提出するものとする。
（寄附金の移し換え） 第１１条　部局の長は，第４条第１項第３号に掲げる経費として受け入れた寄附金について，当該職員が退職し引き続き次に掲げる機関の職員となり，寄附金を移し換える必要がある場合は，寄附金の移し換えに必要な事項を明らかにした書類その他関係書類を学長に提出し，承認を得るものとする。 (1) 国立大学法人 (2) 大学共同利用機関法人 (3) 独立行政法人国立高等専門学校機構	
（事務） 第１２条　寄附金の受入事務は，財務部財務課が行う。	（事務） 第１２条　奨学寄附金の受入事務は，主計課が行う。
（その他） 第１３条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，学長が定める。	（その他） 第１３条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，学長が定める。
別紙様式第１号 平成　　年　　月　　日 国立大学法人東京学芸大学長　　殿 寄附者 住　所 氏　名 下記のとおり寄附します。	別紙様式第１号 平成　　年　　月　　日 東京学芸大学長　　殿 寄附者 住　所 氏　名 下記のとおり寄附します。

記 1　寄附金額　　円 2　寄附の目的及び条件 3　寄附金の名称 4　その他参考となる事項 別紙様式第２号 平成　　年　　月　　日 東京学芸大学長　　殿 部局の長　　印 寄附金受入承認申請書 下記の者から別添のとおり寄附金の申し込みがありましたので，受入れ承認方よろしくお取り計らい願います。 記 寄　附　者 寄附金の名称 寄 附 金 額 寄附金の使途 部局長の意見 別紙様式第３号～別紙様式第５号　〔削除〕 附　則 1　この規程は，平成 16 年７月 15 日から施行し，平成 16 年４月１日から適用する。 2　この規程の施行日において，改正前の規程により受入れた奨学寄附金は，改正後の規程により受入れたものとみなす。	記 1　寄附金額　　円 2　寄附の目的及び条件 3　寄附金の名称 4　その他参考となる事項 用紙寸法は日本工業規格Ａ列４番とする。 別紙様式第２号 平成　　年　　月　　日 東京学芸大学長　　殿 部局の長　　印 奨学寄附金受入承認申請書 下記の者から別添のとおり奨学寄附金の申し込みがありましたので，受入れ承認方よろしくお取り計らい願います。 記 寄　附　者 寄附金の名称 寄 附 金 額 部局長の意見 用紙寸法は日本工業規格Ａ列４番とする。 別紙様式第３号～別紙様式第５号　〔省略〕